

呉市一般競争入札（事前審査方式） 公告共通事項

【建設コンサルタント等業務】

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、落札決定の日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
 - イ 対象業務の業種について、公告日において呉市工事請負業者選定に関する規程（昭和39年訓令第8号）に基づく資格の認定を受けていること。
 - ウ 対象業務に必要な技術者の資格を有する者を配置できること。
 - エ 対象業務の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて更生手続又は再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後、建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
 - カ 法人及びその代表者（委任関係のあるときはその受任者）に市町村税の滞納がないこと。

2 入札参加資格等における履行実績の取扱い

- (1) 国又は公共団体等が発注する、測量及び建設コンサルタント等業務の履行実績を入札参加資格要件とする場合において、「公共団体等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 地方公共団体
 - イ 当該業務の公告日において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
 - ウ 当該業務の公告日において効力を有していた建設業法施行規則第18条に掲げる法人
 - エ その他ア、イ又はウに準ずる者
- (2) (1) について、公告に特に定めのある場合を除き、元請以外の履行実績は認めないものとする。

3 入札方法等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び業務費内訳書を提出する。ただし、呉市電子入札実施要領（平成23年4月1日実施。以下「要領」という。）で定める手続を経て書面参加を行うこととした者は、入札書及び業務費内訳書を入札期間内に所定の手続を経て、契約課へ提出する。
- (2) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (3) 提出された入札書又は業務費内訳書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (4) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 呉市入札心得に該当する入札をしたとき。
 - イ 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - エ 入札に際して不正の行為があったとき。
 - オ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - カ 業務費内訳書の提出がないとき。
 - キ 業務費内訳書記載金額と入札金額が異なる入札をしたとき。
- (5) 最低制限価格以上かつ予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者を落札者として決定する。ただし、最低価格入札者が二者以上あるときは、要領に基づき電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。

4 入札保証金

呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第9条の定めるところによる。

5 入札参加申請書等の提出

入札参加申請者は、公告に定める期限までに、当該公告中に記載された必要書類を市長に提出しなければならない。

6 入札参加資格確認結果の通知

市長は、入札の参加者として資格を確認した者に対して、その旨を電子入札システムにより通知し、当該資格を確認できなかった者に対しても同様に通知する。

7 業務費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札の際に業務費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 業務費内訳書については、指定された様式の項目についてのみの記載を求める。
- (3) 提出された業務費内訳書が次のアからキまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、その入札は無効とする。
 - ア 記名押印がない場合（電子入札システムを使用して提出された業務費内訳書の押印は除く。）
 - イ 業務名に誤り等があり、意思不明瞭な場合
 - ウ 業務費内訳書の指定の項目に記載がない場合
 - エ 呉市契約課ホームページに掲載された所定の業務費内訳書を使用していない場合（同等の項目が漏れなく記載されていれば同一とみなす。）
 - オ 対象業務の設計図書に表記された設計図書整理番号を記載していない場合
 - カ 入札価格と入札時に提出された業務費内訳書に記載している業務費総額が相違している場合
 - キ 電子入札システムを使用して業務費内訳書を提出する場合において、ファイルの破損によりその内容が確認し難い場合
- (4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。
- (5) 提出された業務費内訳書は、公正取引委員会及び警察に提出する場合がある。

8 配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置予定技術者は、対象業務に必要な技術者の資格を有する者でなければならない。
- (2) 配置予定技術者は、入札参加申請日の前日において入札参加申請者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (3) 配置予定技術者は、開札日の前日時点で配置できる技術者を届け出るものとする。
- (4) 入札参加申請書の提出期限の翌日以降は、原則として配置予定技術者の変更・差替え等を認めない。また、配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、入札参加申請を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。
- (5) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、後日指名停止措置を行うことがある。
- (6) 開札後、落札者において配置予定技術者の配置ができないことが確認された場合は、当該落札を取り消すものとする。

9 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書等の閲覧

入札に参加を希望する者は、公告に定める期間において、呉市契約課ホームページに掲載された設計図書等を閲覧すること。

(2) 設計図書等の貸与

(1)にかかわらず、CD-R等で設計図書を貸与する旨公告に記載のある業務や、ネットワークの不具合等で電子閲覧を行えない場合は、公告に定める期間において、呉市契約課で貸与する。貸与を希望する者は、事前にFAXにて契約課へ「設計図書等CD-R貸与申請書（兼）誓約書」を送信すること。また、送信後は電話により受信の確認を行うこと。

(3) 設計図書等の内容追加

質問及び回答の内容は、設計図書等の内容を追加するものとする。

(4) その他

ア 設計図書等を閲覧せずに入札を行った場合は、無効入札とする。確認のため、入札参加者は設計図書に表記された設計図書整理番号を、業務費内訳書に記載すること。

イ 呉市契約課ホームページに掲載している「設計図書等の電子閲覧について」及び「設計図書等の貸与手続きについて」を参照のこと。

10 契約保証金

呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第36条の定めるところによる。

11 その他

(1) この業務の入札に際しては、呉市契約規則、呉市建設コンサルタント等業務一般競争入札（事前審査方式）事務処理要綱等に従わなければならない。

(2) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

お問い合わせ先 呉市財務部契約課工事契約グループ
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
電話：0823-25-3376 FAX：0823-32-6978